

佛敎系新興宗教新興の原因

渡 邊 棊 雄

新興宗教という語並に概念は、戦後のわが國社會に於て、殆んど突然抬頭し、流行し、現在にまで及んでいるものである。これには原因があつた。蓋し、戦後、わが國としては最初の、眞の意味における信教自由が確立されたのを機會に、新興・自立・分派などによる色々の新興教團が筍立したので、舊來、宗教といへば、神佛基三教位にしか耳なれていなかった世人一般、中でもジャーナリズムの人々は、愕然として喫驚せざるをえなかつた上に、それらの新興教團中には、また少からざるインテキ宗教なるものもまじつていたために、人々は、驚きをこえて、寧ろあきれざるをさええなかつたのである。

こうした、一時は文部大臣所管の諸教團だけでも實に八百になんなんとし、外になお地方長官所管、更には殆んど自由無控束なそれもあつたという多數の宗教々團は、後に、終戦直後公布施行せられた宗教法人令が、宗教法人法に改められるに及んで、少くとも宗教法人たらしとする限りは、再び檢

討し直された結果、如上一時は八百近くをも數えた文部大臣所管が三八一教團、それにはなお外に、その後もいよいよ盛んな地方長官所管並に、いわば全く法律埒外なる、但しその數は未詳のもの等々もあつた、實にわが國現在の宗教界の情勢とはなつてゐる。

就ては、かくも多數の新舊全教團中、暫らく文部大臣所管三八一教團を中心對象にしなから、標題のような新興宗教に關するサムブル研究を試るに當つて、まず原則的に、一體新興宗教とはいかなるものをいうとすべきか、文部省編宗教年鑑諸本の手びきによつて、それを検討して見た成績は次の如くである。

1 まず新興宗教という語は、戦後のそれであるから、當然その新興とは戦後、即ち昭和二十一年以後の新興という意味でなければならぬ。

2 次では、それら各宗教に必ずある教祖が、その戦後、完く新しく天啓・神示に接して開創した宗教か、

佛教系新興宗教新興の原因（渡 邊）

- 3 でなければ、同様の教祖が、舊來の東西諸宗教等を研究或は實踐參究した賜物として、また完く新規に開創した宗教であるべきである。
- 4 今一つ、教義は必ずしも新しからずとも、その教義を取扱う同じく教祖等の態度が特に新規な宗教の場合でも、やはり妨げはないであらう。

かくして、今や進んでかかる四原則を標準にしなが、再び文部大臣所管三八一教團中等に、具體的な、眞實の新興宗教を探り、更に一步を進めては、それら眞實の新興宗教を資料に、新興という「時」關係は暫らく除外し、それら諸宗教を特に新興宗教として特色づけている條件、延いては、それら諸宗教の、宗教としての類型いかん、これを討究することとする、まずその前者の關係に於て次の如きものを結實せしめることができる。

- 1 神道系新興宗教——⁸一八（教團にして二二教團）。
- 2 佛教系新興宗教——三（教團にして一〇教團）。
- 3 基督教系新興宗教——〇（教團も〇）。
- 4 如上三教系の何れでもない、いわく諸教系新興宗教——七（教團にして九教團）。

以上合計二八宗教（教團にして四一教團）。

次でまたその後者の關係に於ては、準じて左記七か條のそれを抽象することができる所であつた。

- 1 まず二八宗教は何れにも教祖がある。
- 2 而して、それら各教祖における完く新規の天啓・神示によつて開創せられたのが二八中の一宗教¹⁰四〇%であつた。
- 3 同じく教祖が、舊諸宗教等を研究或は參究實踐した結果、完く新しく開創したのが一四宗教¹⁰五〇%であつた。
- 4 更に教祖独自の理念を基にして、（別人等が）結成・新興したのが三宗教¹⁰一〇%。

5 以上のようにして開創せられた二八宗教の殆ど百%は、現世利益を代表とする奇蹟主義、靈驗主義のそれのみであつたといふことができる。

6 同じく二八宗教の大體百%は、教義、儀式等の何れに於ても、混淆宗教主義なのを一大特色としている。

7 最後に、二八宗教のすべてにわたつて、教祖以下の各關係聖職者が、舊諸宗教における神官・僧侶・牧師等を向うにまわす意味での素人主義、在家主義を標榜している。

さて、問題の新興宗教という語並に概念を、それらが少くともあてはめられるに到つた歴史に反省し、併せて今のサムブル研究におけるさし當つての對象たる文部大臣所管三八一の諸教團を常に念裡から離さないことによつて、分析・究明して見ると、それらの外延は概ね左の如き三種類に大別して考ええられる如くである。

- 1 今右に恰もいつた如き意味における眞實の新興宗教。
- 2 舊明治憲法下では、政府の公許をうる事が容易ではなかつ

たために、終戦までの各時代における新興宗教であつて、久しく舊諸宗教の傘下に、軒借り生活を餘儀なくされてきたのが、今や戦後になつて、機會をえて各自立した意味での新興宗教。

3 神佛基の舊三宗教中から、それぞれの一部分が分派・獨立した意味での新興の、但しこれは宗教ではなくして、教團。

思うに、これら三種類の諸宗教中、まず第一種のそれは、正しくこれ真正正銘の新興宗教であつて、これには特に文句を附する必要もあるまい。それに對して、一つ飛んだ第三種類に到れば、これまた已にその下でいつた如く、すべてが單なる舊諸宗教からの新興分派にすぎなくて、これをしても新興宗教中に數えた、當年のジャーナリスト達の認識不足をこそ、この際明白に訂正しておく必要があるものであらう。

かくして残るは第二種類の諸宗教であるけれども、蓋しこの種類のものもまた、同じく已にその項下に於ていつた如く、その勃興した「時」の關係に於ては斷じて眞實の新興宗教ではありえない。然しながら、ここで注意すべきことに、この種の諸宗教は、宗教としての類型的には正に百%、上に已に列擧した七か條の、新興宗教としての特色のあるものばかりである。かてて加えて、そういう新興宗教的類型によつて、この種の諸宗教が、わが國社會の上表に踊り出てきたのは正しく終戦後であつたから、そこには、時の關係でもまた少くとも新興という意味が半ばはあるということができよう。更

には、今一つ、この第二種類の宗教とすべき所は、次に見るように、宗教數、教團數ともに實に多數あつて、當年のジャーナリスト達を、あえていえば、眩惑させるのに十二分のももあつたとすることができるといふ。かれこれ、かういふ、當年のジャーナリスト達が齎らした一流行語に他ならなかつた「新興宗教」を標題に研究を試る今、いわば妥協をあえてして新興という時の關係でこそ半分の意味しかないけれども、宗教としての類型に於ては互に相通するもののある點より、所詮これら第二種類の諸宗教をも新興宗教という枠中に入れ、上に第一種類のそれとした眞の意味における新興宗教と相併せて、暫らく當面の研究對象とすることにしたい所である。

よつて問題の第二種類の諸宗教であるが、それらを今、上で、終戦までの各時代における新興宗教などと、繰返しいつた所とも相應じつつ、その各新興時代別に、同前の文部大臣所管三八一教團中からひき續き拾つて見ること大要左の如くである。

- 1 昭和二〇年(1945)終戦までの昭和二〇年間に新興し(て、實際は終戦まで例により舊諸宗教の傘下に軒借り生活をしてき)たもの三三宗教(教團にして五六教團)。
- 2 大正時代十五か年間に同上のもの四五宗教(教團にして五〇教團)。
- 3 明治時代四五か年間に同上のもの一四宗教(教團にして一四

佛教系新興宗教新興の原因（渡邊）

教團）。

4 徳川幕府時代に同上のもの四宗教（教團にして四教團⁽¹²⁾）。
以上合計九五宗教（一一二四教團）。

かくして、この九五宗教（一一二四教團）と、前の第一種類の二八宗教（一四一教團）と、以上合計一三三宗教（一一六五教團）が即ち初頭以來求め來つた新興宗教ということになる譯であるが、所で、已に然らば、それら一三三宗教（一一六五教團）中における當面の主題たる佛教系のそれは果していかんといえ、その概略はまた左の如くであると注することができる。即ち、

- 1 戦後の新興にかゝる、畢竟眞の意味での新興宗教⁽¹³⁾三（一〇教團）。
 - 2 終戦までの昭和二〇か年間における新興宗教⁽¹⁵⁾五（一二教團）。
 - 3 大正時代一五か年における新興宗教⁽¹⁷⁾六（一七教團）。
 - 4 明治時代四五か年間における新興宗教⁽¹⁹⁾二（一二教團）。
 - 5 舊幕時代における新興宗教⁽²¹⁾一（一教團）。
- 以上合計一七宗教（一一二教團）。

所詮新興宗教全體一二三中の僅かに一四%弱（準じて教團としての三三は、同じく全體一六五教團中の二〇%弱）にしからずがないことにならう。

就ては、次にいよいよよかかかる佛教系一七新興宗教が果していかなる原因によつて新興したか、これをやはり文部省編宗

教年鑑諸本によつて攻究するのに、その成績はまた大要次の如くである。

1 教祖における天啓・神示によつての新興八宗教（全體一七宗教中の四七%）。

これらを更に小分けして見ると――

- I 夢告によるといつているもの⁽²³⁾一。
 - II 靈告によるといつているもの⁽²⁴⁾一。
 - III 靈感によるといつているもの⁽²⁵⁾二。
 - IV 啓示によるといつているもの⁽²⁶⁾一。
 - V 六神通をえていつているもの⁽²⁷⁾一。
 - VI 獨悟といつているもの⁽²⁸⁾一。
- 尙右を、重ねて新興年代別にも小分けしておく――

- I 終戦後の新興一、
- II 終戦までの昭和二〇年間の新興三。
- III 大正一五か年間の新興三。
- IV 明治四五か年間の新興一。
- V 舊幕時代における新興一。

2 教祖が舊諸宗教等を研究、實踐、參究した賜物として開創したものの八宗教（同前の四七%）。これをまた更に小分けして見ると、詳しくは、この場合、各教各別なるべきが本義ではあるけれども――

- I 同一佛教畑内の、更に同系統の諸佛教を研究・參學した賜物⁽²⁹⁾二。
- II 一。

Ⅱ 同一佛教畑内におけるやや異系統のものを兼學した賜物³⁰⁾。

Ⅲ 佛教並に諸種の外教を兼學した賜物³¹⁾。

Ⅳ 一佛教のみの參究實踐の結果、教祖が獨自の理念をえて開創したというもの³²⁾。

また右の新興年代別小分けは――

Ⅰ 終戦後の新興^二。

Ⅱ 終戦までの昭和二〇か年間の新興^一。

Ⅲ 大正一五か年間の新興^三。

Ⅳ 明治四五か年間の新興^一。

Ⅴ 舊幕時代の新興^〇。

3 教義は舊佛教のそれながら、その教義に對する取扱い態度が教祖獨特なもの³³⁾一宗教(同前の六%)。これは唯一宗教故、より以上の小分けは必要なく、その新興年代は明治時代。

要之、先に已に出しておいた、全新興宗教に就ての諸特色的條項以外、何一つ出て來ないのは寧ろ一驚を喫させられる外もないであろう。但し、考えて見ると、もと本かくいいう所の、新興宗教全部に亘る諸特質的條項そのものが、今の諸新興宗教その他を本にして、それらから抽象・誘導せられただけのものにはすぎないから、それをしもそうあげつらわれることになれば、それまでであるけれども、それにしても餘りに曲がなさすぎるをいかせんの感あるを否むべきではないであろう。加之、少くとも如上紹介してきた限りに於ては、到る

佛教系新興宗教新興の原因(渡邊)

所に甚だ批判すべきものも少くない。且つ今の論者が多少迎えて解釋しすぎたという譏りも或はなくはないかも知れず、更には、もう一層突込んで討究すべき問題にしてもまだまだ少くないことを保せられない。かくして、これを要約するに、問題は尙必ずしも少くないけれども、暫らく如上論じ來れる範圍内に於て、新興宗教問題なるこの、學界における新課題に對し、幸に學者の示教に接しうるならば、論者としてこの上の喜びはないものである。

1 ここに新興宗教とよぶものの語義に關しては、諸家各々説があるけれども、今は暫らく「宗教の範疇に屬する、新しく興つたもの」位の意味に解して、今の全論を押し進めて行くことにしたい。

2 但しこの神佛基三教というのも、詳しくは色々の数え方があつて、その中、下記の如きは少くとも當年における日本人一應の常識たるべきであつたであろう。即ち、一、神道十四派(一、神社神道、二、神道十三派)、二、佛教十三宗(五十餘派)、三、基督教新舊兩派の以上合計、少くとも二九「教宗」(六十餘派)。

3 昭和二六年四月の初め、即ち宗教法人令が宗教法人法に移行する別れ目の當時には、文部大臣所管の教團のみにて、七百六、七十は下らないという盛な勢いであつた。

4 宗教法人令 昭和二〇年十二月二八日公布施行。

5 宗教法人法 昭和二〇年四月二日公布施行。

6 この、文部省の詳しくは調査局宗務課編にかかる宗教年鑑は、

佛敎系新興宗教新興の原因(渡邊)

今までに約一〇冊が出てゐる。然しそれらの題號は、最近の諸本こそ毎冊宗教年鑑に一致しているもの、より以前のものは、或は宗教便覽というがあり、或は宗教要覽或は宗教年報というのがある等々で、各冊各別なるものもあつたことを附言しておく。

7 ここで特に「等」の一字を挿入したのは、例えば例の創價學會は東京都知事の所管であつて、文部大臣所管ではないに拘らず、尙もつてこれからの研究途上、時に逸すべからざるものもあることを豫想し、今あえてかくはしたものに外ならない。

8 以下の諸數字に對して個々具體的な宗教名なり敎團名なりを擧げたのは山々であるけれども、紙幅の關係上、すべてこれを割愛することを幸に諒とせられたい。

9 こう宗教數と敎團數とが互いに増減してゐるのは、例えば靈友會系諸敎團は、宗教としては一であるけれども、敎團としては、本家たる同敎團の外に、思親會、立正佼成會、妙智會敎團、佛所護念會敎團、法師會敎團、正義會敎團、大慧會敎團(以上何れも文部大臣所管)等等以上總計八敎團がある如きの理由による。

10 この場合の等の字は、諸敎祖中、或は東西諸種の哲學思想から科學思想まで兼學したと主張するものもあるのを指す。

11 因みにいつておくと、今の如く「新興」の「時」の關係よりも、寧ろ宗教としての類型に重きをおいて新興宗教論を試る段になれば、神道十三派中の、例えば天理敎、金光敎その他、並に佛敎系の本門佛立宗等々(以上は何れも舊幕時代の勃興)もまたすべて今いう第二種類の新興宗教中に數えらるべきが至當

である。然しながら、かくいう天理敎等々の諸宗教は、現行法上の關係から、一應慣習的に舊諸宗教中の各一にせられることになつてゐるので、今も、やはり一應は、そういう慣習に従つておくべきものと考へる。

12 この表によつて明かに知られる如く、所詮、問題の新興宗教は、終戦以後から、遙かに遡つては舊幕時代にまでたどつて行かれるはずのものなので、從來その特に時關係の諸家の定義が、諸説紛々としていた所以も、もつて諒恕せられることができるであらう——大東出版社編「新興宗教の解剖」(昭和二九年)参照。

13 以下は當面の論文の、いわば生命にも相當すべき諸新興宗教故、特に各々列名しておくことにすると、この所謂三は不動敎(愛知)、眞如苑(東京)、佛敎眞宗(熊本)。

14 右記の三宗教三敎團のほか、本化妙宗連盟(神奈川、明治時代勃興の國柱會から分派した一分派と見てよいであらう)、靈友會敎團からこの時代に分派した六敎團、妙智會敎團、佛所護念會敎團、法師會敎團、妙道會敎團、正義會敎團、大慧會敎團等、以上合計七敎團を加へる。

15 五〇解脱會(東京)、一切宗(山口)、記敎團(熊本)、正法會(東京)、金剛宗(愛媛)。

16 一二〇右の五に、一尊敎團(金澤)、立正佼成會、思親會(ともに東京)、眞言宗金剛院派(愛媛)、法華日蓮宗(大阪)、洗心敎團(三重)の外、今一つの計七を加へる。

17 六〇大乘敎(愛知)、念法眞敎(大阪)、中山山語正宗(佐賀)、法華眞宗(東京)、靈友會(同上)、げだつ講(京都)。

新刊紹介(4)

藤 謙敬 「インド教育思想史研究」

第一章 先史時代の文化的背景

第二章 リグ・ヴェーダの教育思想

第三章 サーマ・ヴェーダ、ヤジュル・ヴェーダ及びアタルヴァ・ヴェーダの教育思想

第四章 ブラーフマナ、アーラニヤカ及びウパニシャットの教育思想

第五章 スートラ文學の教育思想

第六章 アルタ・シャーストラにおける教育思想

第七章 六派哲學の教育思想

第八章 新ウパニシャットの教育思想

第九章 ジャイナ教の教育思想

第十章 原始佛教の教育思想——主として律を中心として

第十一章 ナーランダ・サンガラーマにおける教育

第十二章 回教徒支配時代の教育思想

第十三章 近代インド教育思想の一考察

附録 法顯及び大唐西域記に現われたるインドの佛教

伽藍の規模・僧徒・教法・律儀及び緣起

A5 本文七九四頁 索引二七頁

講談社刊 定價 五、八〇〇圓

- 18 七〇右記の六に、眞宗長生派を加える。
- 19・20 二〇國柱會(東京)、福田會(岡山)。
- 21・22 一〇如來宗(愛知)
- 23 一切宗(釋尊の夢告)、中山身語正宗(弘法大師の夢告)。
- 24 已教團(覺變の靈告)。
- 25 如來宗(教祖喜之における。但し文字は?)。不動教(不動明王の靈感)。
- 26 念法眞教(彌陀の啓示)。
- 27 大乘教(日蓮主義を學び、六神通をえてという)。
- 28 解脫會(修驗道の本質を優婆塞に於て獨悟)。
- 29 正法會(田中智學、西田無學の各日蓮主義)、靈友會(西田無學派の日蓮主義に、増子西吉を通じての純正日蓮主義を兼學して)。
- 30 眞如苑(眞言諸流を兼學した上に、新興宗教味をも加味して)、佛教眞宗(親鸞教、原始佛教の合糅の上に新興)、金剛宗(石鐵山修驗道に天台諸宗を兼學して)。
- 31 法華眞宗(儒佛基回の諸宗教を兼學した上で、日蓮學を佛教眞宗なりとして)、けだつ講(佛經を主に、基督教その他の一切諸宗教々典を副にしつつ、それらすべてを自らの明鏡に照して解脫に誘うべく)。
- 32 福田海(これは寧ろ教祖開祖が多年天台學?を實踐參究した結果、恐らくは靈感をえ、——少くとも獨特の理念をえて、延曆寺根本中堂なる靈燈の分與をうけて)。
- 33 國柱會(教祖田中智學が、教義は純正日蓮學に據りながら、それをすべて在家主義の立場から取扱つて)。

佛教系新興宗教新興の原因(渡 邊)